

守山市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した令和7年度財政的援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月31日

守山市監査委員 中 井 清

守山市監査委員 渡 邊 邦 男

財政的援助団体等（財政援助団体） 監査結果報告書

1 対象団体

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
（事務局 総合政策部スポーツ振興課）

2 市所管課

総合政策部スポーツ振興課

3 実施日時

令和8年2月6日（金）午後1時30分から午後2時45分まで

4 実施場所

監査委員室

5 監査方法

守山市監査委員監査基準に基づき、令和6年度および令和7年度において当該団体に交付した「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 負担金」が、交付目的および要件に適合しかつ有効に執行されているか等を主眼とし、監査資料（令和7年11月30日現在）および関係書類等の提出を求め、関係人の説明を受け、監査を実施した。

6 監査結果

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポにおいて、守山市が開催する競技会を円滑に運営し、必要な準備を行うために設置された実行委員会である。実行委員会には事務局を設け、総合政策部スポーツ振興課職員が事務局職員として併任されている。交付した負担金は、開催運営にかかる各種業務発注、大会に参加する選手等関係者や観戦者への歓迎おもてなし、機運醸成のための広報啓発活動に要する経費として執行されている。

監査対象年度の令和6年度において多額の繰越金が生じ、令和7年度においてもさらに多額の残金が生じていたことから、適切な資金運営として、各年度においてそれぞれ精算戻入されるべきではなかったかと思慮する。会則第15条第2項において、実行委員会が解散するとき有する残余財産は守山市へ帰属することとされており、今後、確実に帰属手続きをなされたい。

実行委員会から市へ提出される令和7年度実績報告においては、決算の内訳明細とともに、詳細な事業報告書を提出されたい。また、所管課においても、負担金の効果等について適切に確認されたい。

なお、事務処理については、本市の財務規則等に準じて概ね適正に処理されているものと認められたが、一部において注意、改善すべき点が認められたことから、実行委員会の解散までに改善されることが望まれる。

なお、当日口頭にて指導した軽易な事項等については、記述を省略した。

(1) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(2) 意見・要望事項について

ア 対象団体

領収書等の証拠書類の一部に感熱紙が見受けられたことから、出納関係帳票とともに適切に保存されたい。

イ 市所管課

領収書等の証拠書類について、適切に保存されるよう指導を図られたい。

以上